

社会福祉法人阿見町社会福祉協議会 物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人阿見町社会福祉協議会（以下「本会」という）が保有する物品の貸出について必要な事項を定める。

(貸出物品の種類)

第2条 貸出をする物品（以下「貸出物品」という）の種類については、別表第1のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 個人に対しての貸出は行わず、貸出対象となる者は次のとおりとする。ただし、阿見町内に住所を有し、阿見町内で使用する場合に限り。

- (1) 行政区
- (2) 小中学校・保育所・幼稚園
- (3) 関係行政機関
- (4) 本会法人会員
- (5) 本会ボランティア登録団体
- (6) その他本会会長が認める団体

(対象者の制限)

第4条 本会は、貸出物品を利用しようとするものが次の各号に該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を目的とするとき
- (3) その他管理上支障があると認めるとき

(使用料)

第5条 貸出物品の使用料は、無料とする。

(申請)

第6条 貸出を希望する者は、別記様式により本会に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請（予約）受付は、土日・祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までとし、貸出日の属する月の2ヵ月前から受付できるものとする。

(決定及び貸出期間)

第7条 会長は前条による申請があったときは、別表第1の貸出期間内で貸し出しを行うものとする。

(使用上の注意及び責任)

第8条 利用者は、物品の取り扱いについて細心の注意を払い、利用目的以外に使用したり、第三者に転貸してはならない。

- 2 物品の使用及び貸出期間内の管理に関しては、利用者の責任において行い、故意若しくは不注意により損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は損害の

賠償をするものとする。

- 3 本会が貸出した物品によって生じた事故については、利用者の責任とし、本会は一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第9条 利用者は、使用後に物品の点検及び清掃を行い、貸し出された時と同じ状態で返却することとし、本会の確認に立ち会うものとする。

- 2 借用期間に関わらず、物品を必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

(利用の中止)

第10条 物品の故障等により安全に使用できないと会長が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

別表第1

貸出物品名	所有数	貸出期間
テント(大)3.0×4.5m (スチールアルミ複合)	1	7日以内
テント(小)2.4×3.6m (スチールアルミ複合)	2	
テント(大)3.56×5.34m (鉄パイプ)	1	
テント(小)2.67×3.56m (鉄パイプ)	1	
テントウエイト	5組	
蒸し器(釜)	2	
バーナー	2	
ポリバケツ	6	
もちつき器	5	
せいろ	10	
せいろ用布	10	
すのこ	10	
せいろもち上げ棒	2	
もち米洗い用三角棒	2	
金ざる(大)	4	
金ざる(小)	3	
プラスチックざる	3	
もちきり板	3	